

母子及び父子家庭等医療費助成事業とは

石垣市が実施するもので、母子家庭や父子家庭の保護者と児童などが医療費に要した健康保険等の自己負担分（保険適用分）を石垣市が助成し、その石垣市が助成した経費の1/2の額を沖縄県が石垣市へ補助しています。

対象者が健康保険の適用を受けて支払った医療費の自己負担分(保険適用分)が一部払い戻される制度です。

医療費助成を受けられる方

石垣市に住所があり、医療保険に加入している世帯のうち、次の方が対象になります。

- ① 母子家庭の母と児童
- ② 父子家庭の父と児童
- ③ 養育者が養育する父母のいない児童
- ④ 父又は母が、児童扶養手当で定める障害の程度にある家庭の障害がない方の親と児童

「児童」とは、(障害の有無にかかわらず)18歳に達した日以降、最初の3月31日までの子どもをいいます。
(4月1日生まれの方は前日の3月31日まで)

対象としない方

- ① 生活保護を受けている方
- ② 児童を里親に委託している方及びその児童
- ③ 後期高齢者医療を受けている方
- ④ 重度心身障害者医療費助成事業の対象となる方
- ⑤ こども医療費助成事業の対象となる方

小学校就学前までの児童については、一部負担金の計上方法が異なるため、こども医療費助成が優先されます。小学校入学後に母子及び父子家庭等医療費助成制度へ移行となります。

- ⑥ 公費負担医療の対象となる方及び交通事故等による第三者からの賠償として医療費を受けられる方
- ⑦ 児童福祉施設等に入所している児童

医療費助成を受けるには

助成を受けるには受給者証の交付を受ける必要があります。申請には次の書類が必要ですが、児童扶養手当の申請で提出済みの場合は、原本の提出を省略できます。審査後、保護者に対し受給者証が交付されます。

申請に必要なもの

- ・受給者証交付申請書(申請書はこども家庭課にあります。)
- ・健康保険証(受給対象者全員分)
- ・戸籍謄本 ・印鑑 ・振込み先の預金通帳
- ・個人番号カード(通知カード)又は所得課税証明書(1月1日以降に転入の方のみ必要です。)
- ・年金証書(年金受給者のみ)
- ・その他()

助成の内容

各医療保険診療にかかる自己負担分から一部負担金(※)を引いた額が助成されます。

(他の法律等で負担する分、各保険による附加給付分、高額療養費分は除かれます)

※ 一部負担金について

【外来の場合】1人、1ヶ月、1保険医療機関ごと(医科・歯科別、薬局(調剤)は各医療機関に含む。)に1,000円の一部負担金を自己負担していただきます。

【入院の場合】一部負担金1,000円は差し引かず、健康保険適用分の負担額を助成します。

助成の開始

医療費助成の開始は原則申請日からです。対象期間は、最初の10月31日までとなり、以降は、毎年8月に更新の手続きを行っていただき、資格の審査後、認定された方に受給者証が交付され、対象期間が延長されます。

助成される医療費

- ・病院・薬局・歯科等での保険診療の自己負担分
- ・補装具等の購入費の自己負担分
- ・接骨院・はり・きゅう・あんま・マッサージ等の自己負担分

助成されないもの

- ・保険対象外の診療費、健康診断、予防接種、薬容器代、文書料、差額ベッド代等
- ・学校の管理下の負傷等によるもので、日本スポーツ振興センター法に基づく給付制度の適用を受ける場合

その他の医療費制度がある場合

- ・養育医療、自立支援医療、小児慢性疾患等の医療費助成制度が適用される疾患の場合は、各医療券に表記されている自己負担額までを助成します。

所得制限

- ・児童扶養手当と同じ基準の所得制限があります。

助成を受ける方法(自動償還方式)

・県内の各医療機関での受診の際に、窓口にて健康保険証と受給者証を提示して下さい。毎回の提示が原則となりますので、受給者証の提示がない場合は「自動償還方式」による助成金の支給ができません。

・外来受診分の支給は、診療月の翌々月末日に指定された口座へ自動的に助成金(自己負担分から一部負担金を引いた額)が支給されます。

・入院費の支給は、診療月の2ヶ月以降の月末に支給予定となります。

(※注意) 高額療養費や附加給付金等の支給確定後となる為上記の限りではありません。支給までに半年かかる場合もあります。

助成を受ける方法（窓口申請）

下記①～④に該当する場合は受診後、支払った領収書を石垣市こども家庭課の窓口へ提出し、申請してください。

- ① 自動償還方式の取り扱いがない医療機関で受診した医療費
- ② 県外で受診した医療費
- ③ 受給者証未提示で受診した医療費
- ④ 治療用具（コルセット等）の作成等の医療費

※ 領収書は原本を提出していただきます。領収書には、保険点数が記載されていて、領収印が押されているもの、また、医療費とその処方薬代の合計が千円を超える領収書が対象となります。対象外の領収書はその場でお返し（又は、後日郵送にて返付）いたします。

外来受診分の支給は、毎月月末までに申請いただいた分を翌月末日、入院費の支給は申請月の2ヶ月～6ヶ月以降の月末に支給予定となります。

※ 健康保険証を提示しないで受診し、医療費を10割支払った場合、または補装具等を購入した場合の現金給付申請については、健康保険組合が発行する保険給付金支給決定通知書、診断書（補装具のみ）も必要です。詳細はお問い合わせください。

【高額な医療費が発生した場合（入院等）】

・医療費の自己負担額が高額（21,000円以上）となった場合は算定確認のため支給までに半年程度かかる場合がありますので、ご了承ください。

・高額療養費や附加給付金等の確認のため、石垣市こども家庭課より確認のご連絡（通知等）をさせていただく場合がありますので、ご協力お願い致します。

・母子及び父子家庭等医療費助成金を支給後に高額療養費等が判明した場合、返納へのご協力をお願いする場合がありますのでご了承ください。

＜ 申請期間 ＞

・診察日の属する月の翌月1日から2年を経過した領収書は受付できません。

届出の義務（更新の手続き）

・受給者は、毎年8月1日～8月31日までの間に現況届の手続きを行わなければなりません。
・現況届をしないと引き続き受給資格があっても11月以降の医療費の申請が受付出来ません。
・現況届を提出しないまま2年を経過すると、時効により受給資格がなくなりますのでご注意ください。

届出が必要な場合

- 婚姻（事実婚を含む）により、ひとり親でなくなったとき
- 住所や氏名が変わったとき
- 加入している健康保険に変更があったとき
- 登録した口座を変更したとき
- 同居者が増えたとき、または減ったとき
- 生活保護の開始や廃止、停止があったとき
- 市外へ転出するとき

など対象者に何らかの変動があった場合は届出が必要です。



問合せ先



石垣市役所 福祉部

こども未来局 こども家庭課 給付係

〒907-8501 石垣市字真栄里672番地

TEL (0980) 87-0771 (直通)

FAX (0980) 82-8055